

民間船舶の運航・管理事業(旅客船)に関する実施方針に対する質問回答

No	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
1	0_実施方針	1	22	第1-1-(4)	「住民避難や災害時の対応に活用するため」とありますが、民間船舶として避難住民を輸送する業務もあるのでしょうか。	現時点において具体的な想定はございませんが、可能性はあると考えられます。具体的な業務内容は個別輸送契約書にて記載致します。
2	0_実施方針	2	36	第1-1-(5)-エ	「防衛省が発注する公的機関のための輸送等を請け負う」とありますが、防衛省が発注する在日米軍の輸送役務の他には、どのような輸送を想定されていますか。	省庁間協力による輸送を想定しています。
3	0_実施方針	3	8	第1-1-(5)-エ-ウ	「平時の訓練における防衛省への裸傭船」とありますが、防衛省による平時の訓練において、防衛出動等における裸傭船と同様の手続きをして実際に防衛省が裸傭船して運航するというのでしょうか。 この場合船舶の所有者は官(防衛省)か民(事業者)かどちらを想定されていますでしょうか。 防衛省が裸傭船を受けると、自衛艦として自衛隊が運航するということがよろしいでしょうか。 この場合、船舶検査証等の書換・返納は船舶検査証書のみを想定しているのでしょうか。 また終了後の損傷確認、定期検査受検、新たな船舶検査証等の申請・受領などの手続きを実際に行うため、手続きや検査の時間が必要となり、ある一定期間運航できなくなること、また多額の費用が発生することが予想されます。損傷確認や定期検査を受けるためドックの調整は訓練実施の前年度から日程を調整する必要もあるかと思われます。 手続きや検査の簡略化を防衛省と国交省間で事前に調整いただくことが必要かと思慮します。また検査証の抹消が無きような仕組みを構築することをお願いします。	平時の訓練における防衛省への裸傭船では、裸傭船した本事業船舶を自衛隊が運航するために必要な手続き等を実施した上で、自衛官による操船等、自衛隊による本事業船舶の運航を想定しています。なお、裸傭船した本事業船舶を自衛隊が運航する際の課題等については、今後、必要に応じ事業者ともよく協議の上、検討してまいります。
4	0_実施方針	3	8	第1-1-(5)-エ-ウ	平時の自衛隊の訓練における防衛省への裸傭船を実施する場合の諸経費(証書書換等、損傷確認、修繕、定期検査等)については、サービス対価とは別に請求できるとの認識でよいでしょうか。(定期検査や修理は多額の費用を要すると思われます。)	御理解のとおり、裸傭船を実施することで生じた諸経費については、サービス対価とは別に請求できるものです。
5	0_実施方針	3	9	第1-1-(5)-エ-エ	「被災者支援に必要な一切の業務」とありますが、これは被災者支援における船舶の運航及び船舶の管理に関わる部分のみの業務という認識でよろしいでしょうか。 令和6年能登半島地震における被災者支援において、防衛省が外部委託契約した被災者対応業務及びその契約を、船舶を運航する会社が請け負うことはできかねます。	御理解のとおりであり、被災者支援に必要な一切の業務とは、業務要求水準書(案)第2-4-(3)エの内容と想定していません。
6	0_実施方針	4	6	第1-1-(7)	「当該延長可能と見込まれる時点まで本事業の事業期間を延長することができる。」とありますが、どのような場合を想定されているのでしょうか。 また万が一延長の場合は、再契約や変更契約を結び延長にかかる対価は追加になるということではよろしいでしょうか?	現時点において具体的な想定はございませんが、事業期間の延長を検討する場合は、延長に際して合理的に生じる追加費用も含め、事業者と協議を行います。

7	0_実施方針	5	32	第1-1-(11)	スクラップ処分時の収益及び譲渡対価(収益)を国に納付するとありますが、BOO方式で所有権がSPCにあるので、スクラップ又は譲渡時の収益および譲渡対価はSPCにおいて処理できるものではないのでしょうか。	本来であれば、事業終了時点における本事業船舶の価値をサービス対価から控除する必要があるのですが、事業終了時の価値を入札時点で推定することが困難であることから、防衛省は船舶調達に係る対価全額を本事業のサービス対価として支払うことにしています。そのため、事業終了時点において、本事業船舶のスクラップ処分による収益又は譲渡対価が生じた場合には、その金額を国に納付するものとしています。
8	0_実施方針	8	17	第2-2-(10)-イ	総合的に評価し落札者を決定するとありますが、1事業者2隻で提案した応募者と、1事業者1隻で提案した応募者がいる場合、1事業者2隻で提案した応募者が必ず落札するのでしょうか、それとも総合評価により1事業者1隻で提案した応募者が落札することもあり得ますか。	業務要求水準書(案)第1-3.にあるとおり、「事業者は、旅客船2隻を調達」することとしており、それ以外の提案は認められません。
9	0_実施方針	8	17	第2-2-(10)-イ	総合的に評価し落札者を決定するとありますが、1事業者1隻で提案した応募者が複数ある場合、2つの応募者が落札して事業者2つで1隻ずつ合計2隻を確保するという場合もあり得ますか。 あるいは、入札不調となるのでしょうか。	業務要求水準書(案)第1-3.のとおり、防衛省は事業者が2隻の船舶を調達することを求めております。 もし1つの事業者が1隻の本事業船舶のみを調達することを提案する応募者しか現れなかった場合には、入札不調となります。
10	0_実施方針	9	30	第2-3-(1)-イ	代表企業は、各業務のうちいずれかの業務を実施すればよく、全般管理業務を実施しない企業でも代表企業になり得るとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
11	0_実施方針	17	8	第6-2-(1)	1事業者1隻の場合は問題にならないと思いますが、2隻の本事業船舶のうち、1隻についてのみ事業者の責めに帰すべき事由により要求水準の未達成や債務不履行又はその懸念が生じた場合には、事業契約の全部解除となりますか、それとも当該1隻のみを対象とする一部解除になりますか。	御質問のような事態が生じた場合は、当該船舶1隻に関する部分のみを契約解除することがあります。細部は、別途公表する事業契約書(案)によります。
12	0_実施方針	17	9	第6-第2項-(1)-ア	「事業者の提供するサービスが業務要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明したときその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、(中略)。防衛省は事業契約を解除することができる。」とありますが、2隻の本事業船舶のうち1隻についてのみ、事業者の責めに帰すべき事由により要求水準の未達成や債務不履行又はその懸念が生じた場合には、事業契約の全部解除ではなく、要求水準の未達成や債務不履行又はその懸念が生じている1隻のみを対象とする一部解除になるという理解でよろしいでしょうか。	No.11の回答を御参照下さい。

13	0_実施方針	3	3	第1 1.(5)エ	平時の訓練において裸用船が求められる場合、防衛省と事業者の協議についての記載がありませんが、平素から官民の協議等無いままの自衛艦化は困難と見積りもりますが見解は如何でしょうか。	御指摘のとおり、平素から官民の協議等がないままでの防衛省への裸傭船は困難と考えられるため、防衛省と事業者の間で今後必要に応じて協議します。
14	0_実施方針	3	8	第1 1.(5)エ(ウ)	平時の訓練における防衛省への裸傭船とはどのような訓練を想定しておりますでしょうか。また、その期間はどの程度でしょうか。	裸傭船した本事業船舶の自衛官による操船等、自衛隊による本事業船舶の運航を想定しております。詳細については、個別の仕様書等で記載します。
15	0_実施方針	3	9	第1 1.(5)エ(エ)	被災者支援に必要な一切の業務という記載は非常に幅広く解釈できるため契約期間中に官民間で齟齬が生じることが懸念されます。船舶の運航業務の範疇に限った支援業務と理解しておりますが宜しいでしょうか。	No.5の回答を御参照下さい。
16	0_実施方針	3	14	第1 1.(5)エ(オ)ー③	「公的機関のための輸送等」には、記述された米軍輸送の他どのような輸送が想定されていますでしょうか。	No.2の回答を御参照下さい。
17	0_実施方針	4	6	第1 1.(7)	本事業の期間延長についての記載がありますが、延長期間の契約履行を目的とした延命工事を実施する等の追加費用が生じる可能性も考えられます。ここでは、単純な期間延長では無く、官民協議の上で令和18年1月1日以降について別途契約を締結することで延長がなされるとの理解で良いでしょうか。	No.6の回答を御参照下さい。
18	0_実施方針	4	6	第1 1.(7)	本事業船舶の延長使用について、2隻のうち1隻のみ延長も想定されているのでしょうか。	本事業の延長使用について、現時点において具体的な想定はございませんが、御指摘の可能性はあると考えます。いずれの場合においても、事業期間の延長を検討する場合は、事業者と協議を行います。
19	0_実施方針	21	13	第1 2	入札公告の時期および第一次審査資料の受付期間はいつを想定されていますでしょうか	入札公告は令和6年10月を、第一次審査資料の受付期間は2週間程度を予定しています。
20	1_業務要求水準書(案)	4	21	(1) 本事業船舶に関する要件	要件として「待機態勢」との記載があるが、H27年度発簡のRFIでは「常時運航可能な状態」との記載であった。「待機態勢」と「常時運航可能な状態」は、同様の扱いと理解して良いか、過去H27年RFIとの比較では判断できず、ご教示頂きたい。	御理解のとおりです。なお、民間船舶の運航・管理事業において、H27年度の入札公告以降「待機態勢」と文言を統一しており、本事業も「待機態勢」を維持することを要件としています。
21	1_業務要求水準書(案)	3	8	エ 船舶運航業務	「平時の訓練における防衛省への裸傭船」とH27年RFIにはない記載があるが、「平時の訓練における防衛省への裸傭船」の想定運用等詳細につき、ご教示頂きたい。	No.14の回答を御参照下さい。。

22	1_業務要求水準書(案)	1	17	第1-2	「住民避難や災害時の対応に活用するため」とありますが、民間船舶として避難住民を輸送する業務もあるのでしょうか。	No.1の回答を御参照下さい。
23	1_業務要求水準書(案)	1	35	第1-3	「事業者は旅客船2隻を調達し、…」とありますが、1事業者が1隻での入札提案は認められますでしょうか。	No.8の回答を御参照下さい。
24	1_業務要求水準書(案)	2	6	第1-3-(1)-ア-ウ)	本事業の対象とする国の輸送所要について、「公的機関のための輸送等(防衛省が発注する在日米軍の輸送役務等)」とありますが、等にはどのような輸送を想定されていますか。	No.2の回答を御参照下さい。
25	1_業務要求水準書(案)	2	19	第1-第3項-(1)-ア-ウ)	「上記の場合を除く自衛隊の任務遂行のための輸送については、(中略)ただし、防衛省と事業者との協議により、本事業船員、本事業船舶及び運航の安全を確保できないと判断されたときは、事業者は本事業船舶の運航を行わないこととし、事業契約における事業者の契約不履行とはしない。」とありますので、防衛省との協議により運航を実施しない場合、事業契約における事業者の契約不履行とはせず、事業者は防衛省に対してペナルティを負担することはないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
26	1_業務要求水準書(案)	2	35	第1-3-(2)	「本事業船舶が令和8年1月1日から運航開始できない場合は、暫定的な措置として船舶を入れ替えて配備するなど、防衛省と事業者が協議の上、対応を決定する。」とありますが、どのような場合を想定されていますか。 事業契約を締結後、何らかの理由により提案通り令和8年1月1日運航開始できない場合に協議するという意味でしょうか。あるいは、入札提案において暫定的な措置を提案するという意味でしょうか。	事業契約を締結後、不測の事態等により事業者が提案通り令和8年1月1日運航開始できない場合に協議するという意味です。入札提案において暫定的な措置を提案するという意味ではありません。
27	1_業務要求水準書(案)	3	34	第1-4-(4)-ウ	「平時の訓練における防衛省への裸備船」とありますが、防衛省による平時の訓練において、防衛出動等における裸備船と同様の手続きをして実際に防衛省が裸備船して運航するということでしょうか？ この場合船舶の所有者は官(防衛省)か民(事業者)かどちらを想定されていますでしょうか？ 防衛省が裸備船すると、自衛艦になるのでしょうか？ この場合、船舶検査証等の書換・返納は船舶検査証書のみを想定しているのでしょうか？ また終了後の損傷確認、定期検査受検、新たな船舶検査証等の申請・受領などの手続きを実際に行うため、手続きや検査の時間が必要となり、ある一定期間運航できなくなること、また多額の費用が発生することが予想されます。損傷確認や定期検査を受けるためドックの調整は訓練実施の前年度から日程を調整する必要もあるかと思われます。 手続きや検査の簡略化を防衛省と国交省間で事前に調整いただくことが必要かと思慮します。また検査証の抹消が無きような仕組みを構築することをお願いします。	No.3の回答を御参照下さい。

28	1_業務要求水準書(案)	4	1	第1-4-(4)-エ	「被災者支援に必要な一切の業務」とありますが、これは被災者支援における船舶の運航及び船舶の管理に関わる部分のみの業務という認識でよろしいでしょうか。 令和6年能登半島地震における被災者支援において、防衛省が外部委託契約した被災者対応業務及びその契約を、船舶を運航する会社が請け負うことはできかねます。	No.5の回答を御参照下さい。
29	1_業務要求水準書(案)	4	15	第1-4-(6)	スクラップ処分時の収益及び譲渡対価(収益)を国に納付するとありますが、BOO方式で所有権がSPCにあるので、スクラップ又は譲渡時の収益および譲渡対価はSPCにおいて処理できるものではないのでしょうか。	No.7の回答を御参照下さい。
30	1_業務要求水準書(案)	5	29	第1-6-(4)	防衛出動後、防衛省から事業者に船舶が返却される際、「所定の船体状況の確認後、裸備船を終了し、事業者に本事業船舶を返却する」とありますが、返却時の検査にて確認出来なかった瑕疵(防衛省利用時の隠れた瑕疵)については、防衛省が負担するという理解でよろしいでしょうか。	隠れた瑕疵については、個別検討する必要があると考えられるため、別途協議することとなります。
31	1_業務要求水準書(案)	7	9	第2-1-(2)-ア-ア	「本事業船舶の調達隻数は2隻とし」とありますが、1つの事業者が2隻を調達することを指定するものでしょうか、それとも1事業者が1隻を調達し、2つの事業者で合計2隻調達することも含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	No.8の回答を御参照下さい。
32	1_業務要求水準書(案)	7	19	第2-1-(2)-ア-エ	「本事業船舶が令和8年1月1日から運航開始できない場合は、暫定的な措置として船舶を入れ替えて配備するなど、防衛省と事業者が協議の上、対応を決定する。」とありますが、どのような場合を想定されていますか。 事業契約を締結後、何らかの理由により提案通り令和8年1月1日運航開始できない場合に協議するという意味でしょうか。あるいは、入札提案において暫定的な措置を提案するという意味でしょうか。	No.26の回答を御参照下さい。
33	1_業務要求水準書(案)	7	21	第2-1-(2)-ア-エ	「いずれの船舶も要求水準を満たした船舶を準備するものとする」とありますが、2号船舶については危険物の混載の改造も含めて要求水準を満たす船舶の確保は難しいと思います。 例えば現PFI事業船は、要求水準は満たしていませんが、暫定的な船舶として認められますか？	要求水準を満たしていない船舶は暫定的であっても認められません。
34	1_業務要求水準書(案)	9 10	10	第2-1-(3)-ア-ウ-a.b	「喫水は1号船舶が6.0m以下、2号船舶が7.5m以下」とありますが、なぜ6.0m、7.5mで区分されているのか、その根拠、狙いをご教示ください。その狙いを達成できるような喫水による、よりよい船舶の提案を検討できるかもしれません。	本事業における船舶への要求水準は、自衛隊の輸送所要等を基に、策定したのですが、自衛隊の運用に関わる話であるため、お答えを差し控えさせていただきます。
35	1_業務要求水準書(案)	9 10	11	第2-1-(3)-ア-ウ-a.b	「最大速度は1号船舶が20ノット以上、2号船舶が25ノット以上」とありますが、なぜその速度を求めているのか、その根拠、狙いをご教示ください。その狙いを達成できるような速度、推進装置による、よりよい船舶の提案を検討できるかもしれません。	本事業における船舶への要求水準は、自衛隊の輸送所要等を基に、策定したのですが、自衛隊の運用に関わる話であるため、お答えを差し控えさせていただきます。

36	1_業務要求水準書(案)	9 10	31	第2-1-(3)-ア-ウ-a.b	「清水量は、旅客×2週間の消費に十分な容量を保持」とありますが、2週間分とする根拠をご教示ください。 旅客船の国内での運航を考えると、長くて1週間以内には本土の港に入港でき、給水が可能と思われますので、1週間分を目安とすることでは不十分でしょうか。	災害時、被災者支援等において、給水が実施できないことも想定されるため、1週間分では不十分であると考えております。
37	1_業務要求水準書(案)	9 10	41	第2-1-(3)-ア-ウ-a.b	「自衛隊が使用する通信機器を接続可能な船内電源及びスペース」とありますが、どのような電源、スペースをご教示ください。特殊なソケットであれば、民間企業が容易に入手可能なものでしょうか。(防衛専用用品の場合、民間企業では入手困難な場合があるため。)仕様はいつ提示されますでしょうか。	使用については、一部、防衛専用用品も含まれるため、入札公告以降、応募者に示します。
38	1_業務要求水準書(案)	12	14	第2-2-(2)-イ	係留施設について「事業期間中、原則として同一係留施設の継続利用を前提」とありますが、当初から2か所を提案することは認められますか。 平素は係留施設Aとし、気象海象や漁業への影響等の関係から、一定期間(数か月)は別の地域にある係留施設Bとすることを検討しています。	原則として同一係留施設の継続利用を想定しており、2か所を提案することは認められません。ただし第2-4-(3)-イのように緊急時にあらかじめ防衛省と協議した港からの出港は認めております。
39	1_業務要求水準書(案)	19	35	第2-4-(3)-ウ-イ-b	防衛省が現状等確認書を交付した場合は、防衛出動時及び返還時に事業者が瑕疵担保責任を負担することはないという理解でよろしいでしょうか。	No.30の回答を御参照下さい。
40	1_業務要求水準書(案)	20	11	第2-4-(3)-エ-ア	「被災者支援を実施する態勢を整備する」とありますが、(イ)に記載された清水、消耗品、などの物品やごみ処理、清掃等の役務調達の態勢のほか、どのようなことを想定されていますでしょうか。	基本的には(イ)に記載されたものを想定しています。
41	1_業務要求水準書(案)	2	18	第1.3.(1)ア	防衛出動命令が発せられることが予想されない場合において、事業者が本事業船舶を運航することが事業契約上の基本である旨、また、安全を確保できない場合の措置について記載がなされていますが、本件各書類に度々記載されている「平時の訓練のために自衛隊が本事業船舶を裸備船する場合」といった文言は、「防衛出動命令が発せられることが予想されない場合であるが、本事業船舶及び運航の安全を確保できないと判断された場合」と整理して良いでしょうか。	平時の訓練のために自衛隊が本事業船舶を裸備船する場合は、平時における訓練を指しており、「本事業船員、本事業船舶及び運航の安全を確保できないと判断されたとき」ではありません。 なお、平時の訓練のために自衛隊が本事業船を裸備船する場合の措置については、必要に応じ事業者ともよく協議の上、行うことを想定しています。
42	1_業務要求水準書(案)	5	6	第1.5.(2)	「本事業の船員については、できる限り本事業船舶の運航従事」とは、1号船舶の船員が、2号船舶の運航に従事することも含まれますでしょうか。	基本的には各本事業船舶の本事業船員がそれぞれの本事業船舶を運航することを想定しています。 ただし、事業者の提案により、各本事業船舶の本事業船員がもう一方の本事業船舶を運航できることを示された場合はその限りではありません。
43	1_業務要求水準書(案)	9	38	第2.1.(3)ア(ウ)a	「食料保存庫」は、レトルト等常温食品の保管庫と考えれば良いでしょうか。	事業者の提案によりますが、食料品の冷蔵庫等も含まれます。

44	1_業務要求水準書(案)	12	14	第2 2.(2)イ	やむを得ない事情により継続利用が困難となった場合の係留施設変更についての記載がありますが、本事業船舶の効率的な維持整備を実施するための予防整備の観点から一時的な係留地変更が有効であると判断される場合及び民間収益事業催行の観点から一定期間係留地を変更した方が有効であると判断される場合について、「やむを得ない事情」もしくは「業務プロセスの最適化やサービスの質の向上に資する提案」と解釈して一時的な係留施設変更についての協議に応じて頂くことが出来るとの理解で良いでしょうか。	本事業船舶の効率的な維持整備を実施するための予防整備の観点から一時的な係留地変更が有効であると判断される場合は「やむを得ない事情」として協議の対象となりうると理解していますが、単に民間収益事業催行の観点から係留地を変更するなどの「業務プロセスの最適化やサービスの質の向上に資する提案」については協議の対象とはなりません。
45	1_業務要求水準書(案)	12	14	第2 2.(2)イ	継続利用が困難の継続とはどのくらいの期間を想定されているのでしょうか。	現時点において、具体的な期間は想定していません。協議の上、個別に判断いたします。
46	1_業務要求水準書(案)	14	19	第2 3.(2)ウ	予備自衛官等の確保が推進されていることは理解しておりますが、他方、予備自衛官であることを採用の条件とすることは就業規則に反するものと理解しております。予備自衛官又はその希望者であることを確認して雇用するということは、予備自衛官採用資格が無い者を採用しないようにとも取れますが、事業者は予備自衛官等の確保に努めるものの予備自衛官であることや予備自衛官となる意向を条件とすることなく、幅広く本事業船員を募集できるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。あくまで予備自衛官等は、個人の志願に基づき採用されます。
47	1_業務要求水準書(案)	15	36	第2 4.(2)イ	「本事業船舶の航行範囲は、船舶安全法に定める近海内航区域での運航を原則とする。」との記載がありますが、近海内航区域以外の航行の範囲は想定されていますでしょうか。	近海内航区域以外の航行は想定しておりません。
48	1_業務要求水準書(案)	19	39	第2 4.(3)ウ(イ)	引渡時に属具・備品リスト等は作成しないとの記載がありますが、一方、資料-Ⅲ内、サービス対価の取り扱いでは減少した部品や消耗品等の精算は実施されると記載されています。リストを作成しないのは引渡にかかる時間を圧縮するための措置であり、精算においては本事業船舶に備え付けのインベントリーリストを基本として裸用船期間中の予備品等の消費量を算出して精算する、との理解で良いでしょうか。	裸備船を終了し事業者の本事業船舶を返却した後、本事業船舶に備え付けのインベントリーリストや裸備船している期間の購買記録等を踏まえて防衛出動運航中における属具や備品の消費量を算出して精算することを想定しています。
49	1_業務要求水準書(案)	20	1	第2 4.(3)ウ(ウ)c	防衛出動等運航後に実施する修繕の要否判断について、造船所の乾ドックを手配し、本事業船舶を上架して船底を調査する必要があるため、修繕の要否に関わらず事業契約で想定されない費用が生じることとなります。修繕工事が必要と判断された場合は変更契約を締結するとの記載がありますが、修繕工事が必要でない場合にその旨の記載がありませんが、いずれの場合においても自衛官化に関する費用は官が負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
50	1_業務要求水準書(案)	20	1	第2 4.(3)ウ(ウ)c	自衛艦化した船舶が民間船舶に戻る際、返納した船舶検査証書の再取得が必要となりますが、長期の契約期間中に法令の変更等で容易に再取得が出来ないことも考えられます。このような場合について関係省庁との事前調整はなされていますでしょうか。	本事業船舶の裸備船に関する課題等については、事業者とよく協議し、今後検討してまいります。必要に応じて事業の継続に支障が生じる可能性がある場合に関係省庁との調整を行います。
51	1_業務要求水準書(案)	20	1	第2 4.(3)ウ(ウ)c	自衛艦化した船舶が民間船舶に戻る際、裸用船期間中の法令の変更等で返納した船舶検査証書の再取得が困難である場合が考えられます。このような問題が生じた場合、船舶検査証書が再取得できるよう防衛省から関係省庁へ働きかけ頂けるのでしょうか。	本事業船舶の裸備船に関する課題等については、事業者とよく協議し、今後検討してまいります。必要に応じて事業の継続に支障が生じる可能性がある場合に関係省庁との調整を行います。

52	1_業務要求水準書(案)	20	11	第2 4.(3)エ(ア)	被災者支援を実施する態勢整備について、被災者支援の主体は官という理解で良いでしょうか。	被災者支援の主体は官又は官が発注する民間企業であり、事業者には船舶運航業務の範囲内で業務を行うものと想定しております。
53	1_業務要求水準書(案)	21	表中④	第2 5.(2)イ	事業工程表とはどのようなものでしょうか。	事業期間にわたる各業務ごとの工程表を想定しています。
54	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	12	第5-1	「1.基本的な考え方」について、「船舶調達費については、(中略)原則として改定を行わない」と記載されております。例外としては既に記載されている「運航開始時期が延期となった場合」のほか、どのようなケースが考えられるでしょうか。たとえば、企業向けサービス価格指数のうち『土木建築サービス』は、前年比上昇幅が5.5ポイント(出典:日本銀行 物価関連統計 2024年8月時点)であり、船舶維持管理費等における改訂基準に照らしても、改定となる水準感であることから、例外として改定対象となるというような考え方は採用しえますでしょうか。	状況に応じて協議の上対応を検討します。
55	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	24	第5-2-(1)	「2.船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用の物価変動に基づく改定」の「(1)対象となる費用」について、物価変動による改定の対象となる費用は令和9年度以降の船舶維持管理費・運行準備費及びその他の費用であると記載されております。本事業の開始は令和7年度(令和8年1月1日～)であるため、事業開始から令和8年度中までの船舶維持管理・運航準備及びその他の費用については物価変動に基づく改定対象とならないとの認識で相違ないでしょうか。	事業契約締結後、令和7年4月10日及び令和8年4月10日時点での指標を踏まえ、令和9年度以降の対価の改定を判断することとしています。令和10年度以降も同様に、年度ごとに見直しの判断を行います。
56	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	15	24	第5-2-(1)	上記の認識で相違ない場合、例えば令和6年度から令和7年度までの物価指数上昇が令和8年度のサービス対価に反映されないようにも考えられますが、急激な物価上昇が生じた場合の協議機会等は存在しますでしょうか。	事業契約締結は令和7年3月を予定しており、令和6年度の大半の期間は事業契約の範囲外のため、同期間の物価変動は考慮しません。令和7年度以降については、No.55のとおりです。
57	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	17	14	第5-2-(4)	「2.船舶維持管理・運航準備費及びその他の費用の物価変動に基づく改定」の「(4)基準年の変更に伴う措置」について、単に日本銀行の公表する企業向けサービス価格指数の基準年が変更されたのみであればサービス対価改定の計算手法に影響を及ぼさないと考えられますが、その他特段の想定があればご教示ください。	基準年が変更された場合、元の基準年の指標は以後の公表が停止される場合があると承知しています。かかる事態が生じた場合には、適切な改定方法を別途協議する必要があります。
58	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	6	6	第1 2.(2)	運航時追加船員費、燃料費、保険料について単価を定め、それを適用して運航経費を見積るとの記載となっておりますが、燃料については、①3カ月に一度単価が変動すること、②使用量よりも搭載量が多いため先入先出方式で精算しなければ実費精算が出来ないことから記載の見積単価を使用する方法では、算出した見積額と実費を基本とした精算額に乖離が生じます。ここでは、見積りはあくまで金額規模を把握するための見積りであり、精算については燃料搭載時の購入単価を基にした先入先出方式の実費精算であり、見積額と精算額の差は上振れしようと下振れしようと問題にはならない、との理解で良いでしょうか。	船舶運航企業の社内規定に沿った方法によりお見積り頂ければ、差し支えありません。

59	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	7	25	第1 2.(2)表2	「表2運航経費の内訳」について、個別運航調整業務費用はどこに含まれるのでしょうか	「(8)その他運航に係る費用」に含まれます。	
60	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	13	15	第2 3.(4)	防衛出動等(裸用船)には平時の訓練に伴う裸用船も含まれるのでしょうか。	御理解のとおりです。	
61	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	13	15	第2 3.(4)	防衛出動等(裸用船)における事業者の費用負担に関して、本事業船員(自衛官以外)の基本給与相当、事業者の管理費用等に関し記載がありますが、船員雇用養成費は保証され、本事業船員の雇用が守られるとの理解で良いのでしょうか。	防衛出動等に際しての裸備船期間中における、予備自衛官でない本事業船員に係る船員費は、当該期間において「事業者の費用負担が避けられないサービス対価」に該当します。	
62	4_リスク分担表		1	不可抗力リスク(16)	地震災害、風水害等により、船舶の改造工程が遅れ、結果船舶調達にR8年1月の運航開始に間に合わず、運航開始が遅延する場合の運航できないリスクは、官が許容するとの認識でよろしいでしょうか。あるいは、事業者において代替船を準備する必要があるのでしょうか。この場合、代替船の確保経費が必要となりますが、その費用の負担はどのようになるのでしょうか。	地震災害や風水害が不可抗力に該当するものか、またその影響度合いも含め個別に検討するものとなります。	
63	4_リスク分担表		1	不可抗力リスク(16)	運航に際して、国の防衛政策に対する反対といったことが要因による妨害等で港湾使用の手続きがうまく進まず、結果予定していた運航ができなかった場合のリスクは、官が許容するという認識でよろしいでしょうか。政治問題にリンクされており、国民ベースでは解決できない場合も想定されます。	別途協議が必要となりますが、燃料費等の運航のために必要となった出費は官が負担します。	
64	4_リスク分担表		3	防衛出動等において事業者の維持管理に起因して生じる増加費用及び損害(55)	自衛隊の艦船として運航する場合は、民間保険が付保できないため、船体のみならず、第三者損害賠償責任や油濁損害賠償責任において、事業者が膨大な損害賠償責任を負担する可能性が存在することを強く懸念しております。自衛隊の艦船として運航され民間側でのリスク補完策が存在しない以上、負担者は国とする(事業者は瑕疵担保責任を負わない)ことを検討できませんでしょうか。	個別に検討します。	
65	4_リスク分担表		3/4	事業契約の解除リスク(56)～(62)共通	異なる船舶2隻がありますが、一方の船舶の事由による契約解除の場合は、事業契約の全部解除ではなく、一部解除もあるという理解でよろしいでしょうか。	No.11の回答を御参照下さい。	
66	4_リスク分担表		3/4	28	事業契約の契約リスク(57)	防衛出動等及び国の指示により事業者が運航している場合において、不可抗力により契約解除となった場合のリスク負担については、第1回事業における質問に対する回答を踏まえれば、入札公告における事業契約書(案)にて詳細が示されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。入札公告における事業契約書(案)に示します。